

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和3年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和3年度の初日から令和4年1月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

## 記

項	概要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	114 トン	79 トン	35 トン
		71 トン	79 トン	超過済
3	クリーム	38 トン	47 トン	超過済
		24 トン	47 トン	超過済
4	粉乳類	52,961 トン	16,064 トン	36,897 トン
		33,644 トン	14,324 トン	19,320 トン
5	無糖れん乳	1,763 トン	1,652 トン	111 トン
		1,142 トン	1,652 トン	超過済
6	加糖れん乳	202 トン	22 トン	180 トン
		68 トン	22 トン	46 トン
7	ヨーグルト	17 トン	5 トン	12 トン
		11 トン	5 トン	6 トン
8	バターミルク	192 トン	15 トン	177 トン
		12 トン	15 トン	超過済
9	ホエイ及び調製ホエイ	58,411 トン	38,199 トン	20,212 トン
		47,985 トン	32,010 トン	15,975 トン
10	その他の乳製品	13,373 トン	6,076 トン	7,297 トン
		8,803 トン	3,422 トン	5,381 トン
11	バター	24,439 トン	8,447 トン	15,992 トン
		16,786 トン	7,483 トン	9,303 トン
12	豆類	89,846 トン	56,858 トン	32,988 トン
		45,433 トン	23,799 トン	21,634 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,731,704 トン	4,099,627 トン	1,632,077 トン
		5,117,077 トン	3,767,891 トン	1,349,186 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,329,308 トン	1,002,760 トン	326,548 トン
		222,196 トン	119,046 トン	103,150 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	730,259 トン	495,573 トン	234,686 トン
		704,615 トン	495,573 トン	209,042 トン
15	コーンスターチ	2,943 トン	2,652 トン	291 トン
		2,351 トン	2,652 トン	超過済
16	ばれいしょでん粉	12,460 トン	8,422 トン	4,038 トン
		6,177 トン	8,338 トン	超過済
17	マニオカでん粉	163,795 トン	106,820 トン	56,975 トン
		162,600 トン	106,817 トン	55,783 トン
18	サゴでん粉	21,286 トン	10,872 トン	10,414 トン
		21,286 トン	10,872 トン	10,414 トン
19	その他のでん粉	1,694 トン	1,120 トン	574 トン
		1,220 トン	1,120 トン	100 トン
20	イヌリン	2,130 トン	2,022 トン	108 トン
		55 トン	45 トン	10 トン
21	落花生	36,714 トン	22,113 トン	14,601 トン
		23,109 トン	11,850 トン	11,259 トン
22	こんにゃく芋	231 トン	109 トン	122 トン
		223 トン	109 トン	114 トン
23	ミルク調製品	10,417 トン	4,781 トン	5,636 トン
		4,348 トン	1,796 トン	2,552 トン
24	でん粉調製品	241 トン	176 トン	65 トン
		238 トン	176 トン	62 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	5,700 トン	2,554 トン	3,146 トン
		2,070 トン	1,089 トン	981 トン
27	調製食用脂	19,978 トン	9,758 トン	10,220 トン
		1,810 トン	1,164 トン	646 トン
28	繭	6.5 トン	2.4 トン	4.1 トン
		6.5 トン	2.4 トン	4.1 トン
29	生糸	309 トン	170 トン	139 トン
		308 トン	170 トン	138 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。